

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）のコンプライアンスに係る体制構築及び推進のために必要な事項を定めることにより、この法人における法令等の遵守を確保し、もってこの法人の社会的信頼の確保及び事業の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 業務上の運営及び行為における法令等の遵守をいう。
- (2) 法令等 この法人に適用のある法令、例規及び行政上の通達、指針、告示等（外国におけるものを含む。）、この法人の規程等並びにこの法人に要請される社会的規範その他の倫理規範をいう。
- (3) 法人の規程 この法人の定款及び規程並びに要綱、要領その他の内規をいう。
- (4) 役員 この法人の理事及び監事をいう。
- (5) 職員 この法人の指揮命令下において業務を遂行する全ての者をいう（臨時若しくは非常勤又はボランティアの職員を含む。）。
- (6) 構成員 この法人の役員及び職員並びに定款第8章に定める任意機関にある者をいう。
- (7) 受託事業者等 契約等に基づいてこの法人の業務運営及び行為を実施する者をいう。

第2章 コンプライアンス委員会

(委員会の設置)

第3条 コンプライアンスに係る体制構築及び推進を図るため、この法人に、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第4条 委員会は、会長に属するものとする。

- 2 委員会は、コンプライアンス委員長（以下「委員長」という。）及びコンプライアンス委員（以下「委員」という。）をもって構成する。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。

(職 務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について検討、審議又は実施し、その結果を会長に報告することをその職務とする。

- (1) コンプライアンスに関する基本方針の策定に関すること
 - (2) コンプライアンスに関する計画（教育及び研修に関するものを含む。）の策定及び実施状況の確認に関すること
 - (3) 重大なコンプライアンス違反に対する調査及び再発防止策の提言に関すること
 - (4) 前号の再発防止策の実施状況の確認に関すること
 - (5) その他コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進に関すること
- 2 役員及び職員は、委員会が、その職務に関連して協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をしなければならない。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、毎事業年度に2回以上、各委員を招集し、委員会を開催する。

- 2 委員会の開催には、委員の3分の2以上の出席を要するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者又は専門的な知見を有する者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(決 議)

第7条 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行うものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによるものとする。

第3章 コンプライアンスの推進

(事務局におけるコンプライアンスの統括及び推進)

第8条 この法人の事務局におけるコンプライアンスの統括及び推進のため、事務局にコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

- 2 推進責任者は、事務局次長（コンプライアンスに関することを所管する課（以下「所管課」という。）を担任する者に限る。）とする。
- 3 推進責任者は、事務局のコンプライアンス業務を推進するため、コンプライアンス推進担当者（以下「推進担当者」という。）を指名することができる。
- 4 推進責任者は、この法人の事務局におけるコンプライアンスに係る体制の構築に関する業務を実施する。
- 5 推進担当者は、この法人の事務局におけるコンプライアンスの推進に関する業務を実施する。

(職 務)

第9条 所管課においては、次に掲げるコンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関することをその職務とする。

- (1) コンプライアンスに関する計画の実施に関すること
- (2) コンプライアンスに関する相談・通報の対応に関すること
- (3) その他コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について必要な事項に関すること

(構成員の責務)

第10条 構成員は、常に、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、この法人に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努めなければならない。

2 構成員は、常に、コンプライアンスに違反する行為を自ら行ってはならず、また、他者との間でコンプライアンスに違反する行為を共謀、指示、支援、幫助、教唆、示唆又は黙認する行為を行ってはならない。

3 構成員は、次に掲げる場合であっても、コンプライアンスの違反となることにつき何ら影響がないことを理解するとともに、常に、コンプライアンスの違反を未然に防止し、また、コンプライアンスの違反を誘発する要因を取り除くよう努めなければならない。

- (1) 法令等を知らなかった場合
- (2) 法令等に違反することにつき、故意又は重大な過失がなかった場合
- (3) この法人の利益を図る目的で行った場合
- (4) 第三者の誘いを断ることができなかった場合

(役員及び職員の責務)

第11条 役員及び職員は、他の構成員がコンプライアンスに違反する行為を行っていることを知った場合又は適切な措置をとらないためにコンプライアンスに違反する事態を招くおそれが生じた場合は、この法人の規程に従い、速やかにその事実を通報しなければならない。

2 役員及び職員は、自らの行為がコンプライアンスに違反するかどうか判断に迷う場合又はコンプライアンス違反となるおそれのある行為を要求された場合には、推進責任者に事前に照会、確認しなければならない。

3 役員及び職員は、前項において、緊急を要する場合、適切な通信手段がない場合など、前項に定める照会等が困難であった場合は、事後速やかに推進責任者に報告しなければならない。

4 役員及び職員は、この法人の規程に従い、継続的にコンプライアンス研修を受けなければならない。

5 役員及び職員は、受託事業者等が、常に、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、この法人に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行をするように、受託事業者等を管理及び監督しなければならない。

(評議員の責務等)

第12条 この法人の評議員は、その職務の遂行に際して、この規程の定め及びその趣旨を理解し、遵守・尊重するものとしなければならない。

第4章 雑 則

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第14条 コンプライアンスに係る体制及び推進に関して必要な事項は、この規程に定めるもののほか、事務総長が定める。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。